

佐賀大学附属図書館貴重資料・地域貢献専門委員会要項

(平成16年7月29日制定)

(設置)

第1 佐賀大学附属図書館運営委員会規程(平成16年4月1日制定)第8条第2項の規定に基づき、貴重資料・地域貢献専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を運営委員会に報告する。

- (1) 附属図書館所蔵の貴重資料の保存・公開・展示等に関する事。
- (2) 附属図書館の地域貢献事業に関する事。

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 総合情報基盤センター長
- (3) 各学部(理工学部を除く。)及び工学系研究科から選出された運営委員会委員のうちから 3人
- (4) 館長が必要と認めた教員 若干人
- (5) 館長が指名した情報図書館課員 3人

2 前項第3号の委員の任期は、運営委員の任期中とする。

3 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5 委員会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第6 委員会の事務は、学術研究協力部情報図書館課が行う。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年7月29日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 （平成18年2月14日改正）

この要項は、平成18年2月14日から実施し、改正後の第3条第3号の規定は、平成18年2月1日から適用する。

附 則 （平成24年2月29日改正）

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 （平成26年1月29日改正）

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 （平成28年10月13日改正）

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 （平成29年6月9日改正）

この要項は、平成29年6月9日から実施する。